

第1回 真岡市・二宮町合併協議会 会議録

平成19年10月1日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後4時00分

第1回 真岡市・二宮町合併協議会会議録

1 出席者

会 長	福田 武隼				
副会長	藤田 忠義				
委 員	井田 隆一	齋藤 孝	西田 一之	横田 忠知	
	浅山 俊夫	大滝 盛	柴山 貞治	佐藤 房治	
	佐藤 良夫	篠原 泉	館野福一郎	佐々木小夜子	
	野澤 弘美	柴 惠	小林 操	柴 キヨ子	
	山口 敏之				

2 欠席者

な し

3 出席した監査委員

魚住 昭義 木村 一夫

4 出席した事務局職員等

事務局長	飯島 眞一
事務局係長	小林 裕司
事務局係長	菊地 高樹
事務局係長	成毛 純一

5 議事

報告事項

- (報告第1号) 真岡市・二宮町合併協議会の設置について
- (報告第2号) 真岡市・二宮町合併協議会の諸規程について
- (報告第3号) 真岡市・二宮町合併協議会委員等の公務災害補償について

議決事項

- (議案第1号) 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会事業計画について
- (議案第2号) 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算について
- (議案第3号) 真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について

協議事項

- (協議第1号) 合併協定項目及び合併協定項目調整方針について
- (協議第2号) 新市基本計画の策定方針について
- (協議第3号) 真岡市・二宮町合併協議会スケジュールについて

- (協議第 4 号) 合併の方式について (協定項目 1)
- (協議第 5 号) 合併の期日について (協定項目 2)
- (協議第 6 号) 新市の名称について (協定項目 3)
- (協議第 7 号) 新市の事務所の位置について (協定項目 4)

午後 2 時 00 分 開会

事務局〔小林総務係長〕

第 1 回真岡市・二宮町合併協議会の開催にあたり、委員の皆様には、何かとご多用のところご出席をいただき、心からお礼申し上げます。

定刻となりましたので、ただいまから第 1 回真岡市・二宮町合併協議会を開会いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局総務係長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに本日の日程についてお知らせいたします。皆様にお配りしました黄色い表紙の合併協議会第 1 回会議資料の 2 枚目に、会議次第を載せておりますので、ご覧ください。

なお、これからの議事でご報告させていただきますが、協議会の会議は原則公開することとなっておりますので、報道関係者、一般傍聴者がいらっしゃることをご了承願いたいと存じます。

それでは、会議次第に基づき、「2 正副会長あいさつ」に移ります。

当協議会の正副会長の選任につきましては、去る 9 月 25 日に真岡市長及び二宮町長による首長会議を開催し、会長及び副会長の選任を行っております。

協議の結果、会長には福田真岡市長が、副会長には藤田二宮町長がそれぞれ就任することとなりました。

改めてご紹介申し上げます。

真岡市・二宮町合併協議会会長の 福田武隼真岡市長です。

福田会長

はい、よろしくお願い致します。

事務局〔小林総務係長〕

副会長の 藤田忠義二宮町長です。

藤田副会長

どうぞよろしくお願い致します。

事務局〔小林総務係長〕

それでは、最初に会長であります、福田武隼真岡市長からごあいさつ申し上げます。

福田会長

みなさま、こんにちは。真岡市・二宮町合併協議会の会長を仰せつかりました、真岡市長の福田でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員並びに監査委員の皆様におかれましては、公私ともに大変ご多用のなか、第1回の当協議会にご出席を賜りまして、ありがたく思っております。

また、本協議会の設置にあたりましては特段のご理解とご協力を賜りました両市町の議会議員の皆様はもとより、関係団体、関係各位、そして県当局に対しまして、この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。

合併協議会設置に至るまでのこれまでの経過を振り返って見ますと、本年の3月に二宮町からの編入による合併の申し入れがありまして、執行部、議会ともにこれを真摯に受け止め、協議の結果、6月に私と西田議長ともに連名で、藤田町長そして横田議長あてに合併協議を行う旨の回答をさせていただきました。

その後、7月1日に合併協議会の準備会を設置して、真岡市から職員6名、二宮町から4名、この10名で今日まで3ヶ月間にわたって合併協議会設置に向けた準備を行ってまいりました。

9月には、両市町の議会で合併協議へのご理解またご賛同のもと議決をいただきまして、本日、真岡市と二宮町の合併協議会が、めでたく設置の運びになったわけでございます。

今後、この協議会におきましては、これまでの研究、検討の成果等を活用しながら、合併後の新市のまちづくりの基本計画の作成や、各種事務事業の一元化に向けた調整など、合併に関するあらゆる事項についての協議をいただくわけですが、真岡市と二宮町が合併協議をしていく基本姿勢といたしましては、これまで両市町の友好な関係のもとに、それぞれの地域で綿々と築かれてきた歴史や伝統、文化なども十分尊重しつつ、合併後の輝かしい将来の夢を語り、両市町の地域と住民が共に合併を祝い、そして喜びを分かち合えるような新市のありかたを目標に据え、緻密な協議を進めていくことが、最も大切かと考えております。

このような点を踏まえた上ですが、現行の市町村の合併の特例等に関する法律による、国や県の財政支援を現時点で最も良い条件で受けるためには、両市町の合併の時期を平成21年3月とすることが最善の方法であると考えております。

再来年の3月の合併が最善と申し上げましたが、それまで1年6ヶ月間という非常に限られた期間でございますが、協議そのものが、相当日程的に厳しいものになるかと思っております。

委員の皆様には、こうした事情をご賢察をいただきまして、改めて、綿密かつ迅速なご協議に対しまして、ご協力をお願いする次第でございます。

私も、副会長の藤田町長も、真岡市と二宮町の合併に向け、全身全霊を捧げ、協議が最善の方向に進むよう、最大限の努力を傾注していくことをお誓い申し上げますので、委員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げましてごあいさつにさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。

事務局〔小林総務係長〕

ありがとうございました、続きまして、副会長の藤田忠義二宮町長がごあいさつ申

し上げます。

藤田副会長

皆様、大変ご苦労様でございます。

真岡市・二宮町合併協議会の副会長を仰せつかりました、二宮町長の藤田でございます。

私からも一言ごあいさつを申し上げます。

協議会委員の皆様には、これから合併に関する重要な事項を、長期間にわたって検討いただくことになるわけではありますが、大変ご苦労をかけますけれども、最後までよろしくお願いしたいと思っております。

ただいま、会長であります福田市長より、これまでの経過、協議会内容等を含めて話があったわけではありますが、これから早速に、新市の基本計画の策定方針や合併の基本4項目等々につきまして、様々な分野にわたって、内容が説明され協議がされていくこととなりますが、これらすべてが有意義かつ円滑に進みまして、将来真岡市民また二宮町民皆様から合併してほんとうによかったと言われるような合併が、実現することを心から念じまして、協議会にあたりまして、一言私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

ありがとうございました。

次に、次第の3、真岡市・二宮町合併協議会委員等の委嘱となっておりますが、会長からの委嘱状交付は省略させていただき、あらかじめ、お手元にお配りさせていただきましたので、ご了承を賜りたいと存じます。

次に、合併協議会委員の紹介を行います。

僭越ではございますが、順次ご紹介させていただきますので、大変恐縮に存じますが、お名前をお呼びしましたら、その場にご起立くださるようお願い申し上げます。

なお、委員の皆様の名簿並びにお座席表につきましては、青い表紙の第1回会議参考資料の1ページ目と2ページ目に添付させていただいておりますのでご覧いただきたいと存じます。

それでは、はじめさせていただきます。

最初に、両市町の議会の議長をご紹介いたします。

真岡市議会議長、西田一之様

西田一之委員

西田でございます。よろしくお願い致します。

事務局〔小林総務係長〕

二宮町議会議長、横田忠知様

横田忠知委員

横田です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

続きまして、両市町の議長が指名されました、お二人の議員を、それぞれご紹介いたします。

真岡市議会から、浅山俊夫様

浅山俊夫委員

浅山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

同じく、大滝盛様

大滝盛委員

大滝です。よろしく申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

二宮町議会から、柴山貞治様

柴山貞治委員

柴山です。よろしくどうぞ。

事務局〔小林総務係長〕

同じく、佐藤房治様

佐藤房治委員

佐藤です。よろしく申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

続きまして、自治会、商工団体、農業委員会、女性団体から選出されました有識者の委員を、真岡市、二宮町の順にご紹介いたします。

真岡市自治会連合会会長、佐藤良夫様

佐藤良夫委員

佐藤です。よろしく申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

真岡商工会議所副会頭、篠原泉様

篠原泉委員

篠原でございます。よろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

真岡市農業委員会会長、舘野福一郎様

舘野福一郎委員

舘野でございます。よろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

真岡市女性団体連絡協議会会長、佐々木小夜子様

佐々木小夜子委員

佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

二宮町自治会連合会会長、野澤弘美様

野澤弘美委員

野澤でございます。よろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

二宮町商工会会長、柴恵様

柴恵委員

柴でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

二宮町農業委員会会長職務代理者、小林操様

小林操委員

小林でございます。よろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

二宮町女性団体ありの会会長、柴キヨ子様

柴キヨ子委員

柴でございます。よろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

続きまして、両市町の副市町長をご紹介します。

真岡市副市長、井田隆一様

井田隆一委員

井田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

二宮町副町長、齋藤孝様

齋藤孝委員

齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

最後のご紹介となりましたが、今回の合併協議会設置にあたり、真岡市と二宮町共通の委員として、栃木県市町村課の山口敏之様に願いしておりますので、ご紹介いたします。

栃木県総合政策部市町村課主幹兼総括課長補佐、山口敏之様

山口敏之委員

山口でございます。よろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

ご協力ありがとうございました。

次に、協議会の決算監査をしていただく監査委員の方をご紹介します。

監査委員につきましては、それぞれの市、町の代表監査委員の方の就任をお願いいたしました。本日、ご臨席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びしますので、その場で、ご起立くださるようお願い申し上げます。

真岡市代表監査委員、魚住昭義様

魚住昭義監査委員

魚住です。よろしくお願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

二宮町代表監査委員、木村一夫様

木村一夫監査委員

木村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

ありがとうございました。お二人には、合併協議会の決算監査をお願いすることとなります。どうぞ、よろしく願いいたします。

事務局〔小林総務係長〕

それでは、「4 経過説明」に入らせていただきます。

本協議会の設置に至る経過について、飯島事務局長より説明申し上げます。

事務局〔飯島事務局長〕

事務局長の飯島と申します。よろしく願いいたします。

真岡市・二宮町合併協議会設立に至るまでの経過等につきまして、ご説明申し上げます。

黄色の表紙、真岡市・二宮町合併協議会第1回会議資料の1ページをご覧くださいますようお願いいたします。

お手元の資料は、真岡市・二宮町合併協議会設立までの主な動きを日付順に記載したものでございます。主なものについて、申し上げます。

まず、資料の一番上の項目であります。先ほど、会長から申し上げましたが、平成19年3月7日に、二宮町から真岡市に対し、編入による合併の申し入れがございました。これを受けまして、6月14日に、真岡市から合併協議を進めていく旨の回答がなされたところでございます。

その後、7月1日に、法定合併協議会の設立に向けた準備機関として、両市町長の合意の下に、真岡市・二宮町合併協議会準備会が設置されまして、当準備会は、7月24日、8月9日、9月4日と、3回開催されております。

なお、準備会設置と同時に、準備会事務局に9名の職員が配置され、その後、1名が増員され、現在、事務局は、10名の職員体制となっております。

法定協議会を設置するための議案につきましては、まず、9月5日に、二宮町議会で可決になり、続いて9月25日に、真岡市議会で可決されました。

両議会の議決を受けまして、直ちに両市町における告示行為とともに、市町長会議、法定協議会の調印を経て、本日、10月1日に法定協議会が設置されました。午後1時から発足式が開催され、そして、第1回真岡市・二宮町合併協議会を迎えたところでございます。

以上、大まかではありますが、真岡市・二宮町合併協議会設立に至るまでの経過で

ございます。

事務局〔小林総務係長〕

以上で経過説明を終わります。このあと、「5 議事」に入るわけですが、監査委員の方々におかれましては、ここで退席されますので、ご了承くださいようお願いいたします。

監査委員退席

事務局〔小林総務係長〕

それでは、これより、「5 議事」に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、これからの議事の中で報告させていただきますけれども、真岡市・二宮町合併協議会規約第8条第3項の規定により、会長があたることと規定されておりますので、よろしくお願いいたします。

議長〔福田会長〕

それでは、座ったままで失礼します。それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、皆さんに申し上げます。この会議の開催にあたりましては、規約第8条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席をもって会議を開催することになっておりますので、本日の委員の出席状況について、事務局からの発表を求めます。

事務局〔小林総務係長〕

はい、本日の第1回真岡市・二宮町合併協議会の出席者数は、委員総数 18 名のうち、18 名全員の方にご出席をいただいております。

議長〔福田会長〕

はい、ただいま発表のあったとおりでございます。規約に定める定足数を超過しておりますので、本日の会議は成立をいたします。

次に、皆さんにお諮りを申し上げます。この協議会の会議は原則公開で実施いたしますが、全文筆記による会議録を調整することとしております。このあとの議事については、当協議会の会議運営規程等についてもお諮りを申し上げる予定ですが、会議運営規程の本則の議決の前であります。あらかじめ会議運営規程第7条第2項の規定による会議録署名委員、2名を、会長の方から指名することによりよろしいかと賛同願います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長〔福田会長〕

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員2名を、会長が指名することといたします。

それでは、本日の第1回協議会の会議録署名委員に、真岡市の西田委員さんと二宮町の横田委員さんをお願いをいたします。

お二方には、よろしくお願い申し上げますとともに、この後の議事事項の「議案第3号 真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について」が議決された際に、正式な指名がなされたものと解釈を願いたいと思います。

それではここで、会議次第に掲げました議事の確認をいたします。本日の協議会の議事は、お手元の次第のとおりであります。

報告事項が3件、議決事項が3件、協議事項が7件、次回協議事項の説明が6件と、大変盛りだくさんとなっておりますので、議事進行につきましては、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、まず、報告事項を議題といたします。

はじめに、「報告第1号 真岡市・二宮町合併協議会の設置について」を議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

説明については、事前に資料等をお配りしておりますので、既に目を通されているかと存じますので、要点を要領よく説明してください。

事務局〔小林総務係長〕

真岡市・二宮町合併協議会の設置について、ご説明申し上げます。黄色い表紙、会議資料の2ページをご覧ください。

合併協議会の設置にあたって、制定が法定されている合併協議会規約についてご報告をさせていただくものでございます。

この規約は、地方自治法の規定により両市町の協議により制定されたもので、両市町の議会で議決をいただき、告示したものでございます。

2ページの様式ですが、左上に報告第1号、3行目に件名、5行目以下から本文を構成する様式となっておりますが、今後、協議会への報告事項あるいは、議決事項、あるいは協議事項、各提案事項の鑑となるもので、多くの合併協議会において踏襲されている様式でございます。

3ページをご覧ください。これは、議決後に両市町長においてなされた合併協議を文書にしたものでございます。

つづきまして4ページから7ページまでが、当協議会の規約となっております。なお、規約の説明につきましては、青い表紙の会議参考資料をご覧ください。

青い表紙の会議参考資料8ページ以降に規約の逐条解説を載せておりますので、これをもとに規約の各条項の説明をさせていただきます。

第1条については、根拠法令を明示したものでございますので、省略させていただきます。

第2条の協議会の名称については、一般的には協議会の構成の団体名及び担任する事務によって定めることとされていますので、真岡市・二宮町合併協議会と定めたものでございます。

第3条は、協議会が担任する事務を規定したもので、第1号は、両市町の合併に関する一般的な事項を協議する旨を規定し、第2号は、合併新法第3条において合併協議会が行うものと規定されている、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画、いわゆる合併市町村基本計画の作成について、同法第6条の規定に基づき作成する旨を定め、第3号は、その他の合併に関する事項については、本号で読み込むことを規定したものでございます。

第4条は、協議会の事務所を定める一般的事項ですので、省略させていただきます。

第5条の組織については、協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。と規定しております。

地方自治法の解釈上、会長と委員は別個のものであるという位置づけがなされている趣旨から、会長と委員を分けて規定したものでございます。

また、会長を補佐し、その職務を代理するものとして、副会長を置くことを規定したものでございます。

第6条については、第1項で会長及び副会長の選任方法については、両市町の長が協議し、両市町の長のうちから選任する旨を規定したものでございます。

地方自治法では協議会は会長及び委員をもって組織すると規定されており、副会長を置くことの明文規定はございませんが、会長の職務代理をあらかじめ委員の中から指定できると解されており、職務代理者としての副会長を置くことを規定したものでございます。

第2項、第3項では会長及び副会長の掌理する事務権限を規定したものでございます。

第7条の委員については、第1号から第5号に規定した委員をもって協議会を構成することを規定したものでございます。

第8条の会議につきましては、第2項で、会議は委員の定足数を半数以上、と規定しております。

現在の委員数18名で申しますと、その半数以上、9名以上の出席がなければ会議が開くことができないこととなります。また委員の代理出席につきましては、第7条の規定から認められないものとなっております。

第9条の会議の出席者については、会議に委員以外の者を出席させることができると規定したものでございます。

第10条は、協議会に提案する事項の事前協議又は必要な調整を行うための組織として幹事会を設置する旨を規定したものでございます。この幹事会に係る規程につきましては、後ほど、報告第2号の中で報告させていただきますが、幹事会の構成員につきましては、両市町の副市町長、教育長及び合併担当部課長となっております。

第11条は、協議会の事務局について定めたものでありますので、省略させていた

だきます。

第 12 条につきましては、協議会の経費等について定めたもので、協議会の運営に必要な経費は、両市町の負担金及びその他の収入をもって充てる旨を定め、その負担金の額については、両市町の長が協議して決定する旨を規定したものでございます。

負担割合については、既に協議がなされておりますので、この後ご報告いたします。

第 13 条は、協議会の出納の監査について定めたもので、監査委員として、両市町の監査委員のうちから両市町の長が協議して定めた 2 名の者に委嘱して行うことを規定したものでございます。

第 14 条は、協議会の予算の編成、現金の出納、その他財務に関する必要な事項は、会長が別に定めることを規定したものでございます。

第 15 条は、協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けられることを定め、その報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が定めることを規定したものでございます。

第 16 条は、協議会が解散した場合の措置について、協議会の会計収支は解散の日をもって打ち切ることを規定したものでございます。

第 17 条の委任につきましては、規約に定めのない事項については、会長に委任する旨を規定したものでございます。

附則において、この規約の施行日を、協議会設置の平成 19 年 10 月 1 日と規定したものでございます。

以上で、真岡市・二宮町合併協議会規約の説明は終わります。

続きまして、こちら黄色い表紙の会議資料の 8 ページにお戻りいただいて、8 ページをご覧ください。ただいま、ご説明申し上げました、協議会規約の中で、両市町の長が協議して定める、と言う文言が 5 ヶ所ほどございます。これにつきましては去る 9 月 25 日に両市町の長が協議いたしました結果を協議書としたものでございます。

(1) の会長及び副会長、(2) の委員、9 ページ(5) の監査委員については、既に報告させていただいたとおりでございます。(3) の事務局職員は 9 ページの名簿のとおりでございます。(4) の経費の負担については、協議会の歳入予算に相当する両市町の負担額は、基本割として両市町とも 500 万円を負担し、残りの額については、両市町の人口に応じた按分した額とすることに決定しました。

協議会予算について、この後説明させていただきたいと存じます。

報告第 1 号についての説明は以上でございます。

議長〔福田会長〕

ただいま事務局から、協議会の規約について説明を申し上げましたが、ご質問などがございましたらお願いをしたいと思います。

なお、全文筆記の会議録を調整する都合上、ご発言に際しては、マイクをお持ちいたしますので、マイクを通してのご発言をお願いするとともに、最初に市町名とお名

前を言われてから、ご発言していただきたいと思います。

事務局の説明にありましたけれども、規約については、両市町の長の協議によって、あらかじめ定めて、両市町の議会の議決をいただいているものですので、ご了承くださればと思いますが。特にご異議ないでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長〔福田会長〕

はい、それではこういった規約のもとに進めたいと思います。

次に、「報告第2号 真岡市・二宮町合併協議会の諸規程について」を議題に供し、事務局から一括して説明申し上げます。

事務局、説明を願います。

事務局〔小林総務係長〕

「報告第2号 真岡市・二宮町合併協議会の諸規程について」ご説明申し上げます。黄色い表紙、会議資料の11ページをご覧ください。

11ページに記載されておりますのは、今後の協議会運営に必要な幹事会規程ほか諸規程を定め報告させていただくものでございます。

1の真岡市・二宮町合併協議会幹事会規程から8の真岡市・二宮町合併協議会会議録等閲覧規程まで、概要を一括してご説明申し上げます。

なお、こちらの諸規程につきましては、協議会規約の定めるところによりまして、会長が定めたものでございます。

それでは、1の真岡市・二宮町合併協議会幹事会規程について、その概要をご報告申し上げます。

黄色い表紙の会議資料12ページをご覧くださいと思います。

幹事会規程は、協議会規約第10条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を規定したものでございます。

第1条は省略させていただきます。

第2条につきましては、幹事会が所掌する事務について、協議会の会長の指示を受けて、協議会に提案する事項に関する協議又は調整を行うことを規定したものでございます。

第3条については、幹事に関する規定であり、14ページの別表にありますとおり、両市町の副市町長、教育長、合併担当の部課長の職にある者を幹事に充てることを規定したものでございます。

第4条については、幹事会に、幹事長及び副幹事長を置くこととし、両職は協議会会長が指名することを規定したものでございます。

第5条会議、第6条会議の運営、第7条関係職員等の出席については省略させていただきます。

第 8 条は、幹事会が行った協議経過及び結果について会長に報告することを規定したものでございます。

第 9 条は、幹事会が所掌する事務の一部について、より専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことを規定したものでございます。

第 10 条については、幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する旨を規定したものでございます。

第 11 条は、委任条項ですので省略させていただきます。

続きまして、2 の真岡市・二宮町合併協議会事務局規程について、ご報告いたします。

先に、青い表紙の会議参考資料の 5 ページ、真岡市・二宮町合併協議会事務局組織図をご覧ください。協議会の事務につきましては事務局長の下に三つの係で分掌して行うものを組織図化したものでございます。

黄色い表紙の会議資料の説明に戻らせていただきます。15 ページをご覧ください。

事務局規程は、規約第 11 条第 3 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めたものでございます。主な内容についてご報告いたします。

第 1 条は、省略させていただきます。

第 2 条については、事務局の所掌事項についての規定であり、協議会の会議、会議資料作成などの事務について規定したものでございます。

第 3 条については、事務局の組織機構と各係の所掌事務について規定するものでございます。所掌事務の詳細は 19 ページの別表第 1 のとおりでございます。

第 4 条については、事務局職員の職について規定したものでございます。

第 5 条、職員の職務については、事務局長以下、職員の職務に関し規定したものでございます。

第 6 条職務権限、第 7 条決裁、第 8 条専決事項、第 9 条代決及び第 10 条回議については、一般的な事務規定ですので省略させていただきます。

第 11 条については、事務文書の取扱いについて、真岡市の公文書の取扱いの例とすることを規定したもので、第 12 条の情報公開の取扱いについても、真岡市の情報公開の取扱いの例とすることを規定したものでございます。

第 13 条の公印の取扱いにつきましては、省略させていただきます。

第 14 条について、第 1 項で職員の給与等については、それぞれの職員の属する市町等の負担とすることを規定し、第 2 項で、職員等の旅費については、真岡市の例により、協議会の予算で支給することを規定したものでございます。

第 15 条は、委任条項ですので省略させていただきます。

続きまして、3 の真岡市・二宮町合併協議会財務規程についてご報告いたします。会議資料 24 ページをご覧ください。

財務規程は、協議会規約第 14 条の規定に基づき、協議会の予算及び決算等について一般的な事項を定めたものでございます。概要のみの報告とさせていただきます。

第 2 条第 2 項で、会長は毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければなら

ないこと、第3条で予算の補正は協議会の承認を得なければならないこと、第9条において、会長は、決算を調製し、監査に付すことなどを規定してございます。

続いて、4の真岡市・二宮町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について報告いたします。会議資料28ページをご覧ください。

この規程は、協議会規約第15条の規定に基づき、報酬及び費用弁償の額、支給方法について定めたものでございます。

第2条で、報酬の額は、日額8,500円と規定し、議員である委員、学経の委員並びに監査委員の皆様について報酬を支払うことを規定したものでございます。

第3条では、協議会会長、委員、監査委員の皆様には旅費を支払うことを規定したもので、会長、委員及び監査委員の皆様には、宿泊料として13,100円、日当2,600円を支給すると規定したものでございます。

続きまして、5の真岡市・二宮町合併協議会専門部会規程について、ご報告いたします。会議資料29ページをご覧ください。

専門部会規程は、協議会及び幹事会の事務的かつ専門的な下部組織として組織することについて必要な事項を定めたものでございます。概要のみの報告とさせていただきます。

第2条は、専門部会は、幹事長の指示を受け、幹事会の担任する事項について、専門的に協議又は調整を行うことを規定したものでございます。

第3条は、専門部会の組織を規定しておりますが、32ページの別表にございまして、9つの専門部会を設置するものでございます。なお、専門部会の組織は、それぞれの分野の担当部課長等の職にある者をもって組織することを定めております。

第4条では、専門部会の役員について、第5条で役員の職務について、第6条で専門部会の会議について規定したものでございますが、説明は省略させていただきます。

第7条では、専門部会が所掌する事務の一部について、より詳細に協議又は調整するため、専門部会に分科会を置くことを規定したものでございます。

第8条から以下は省略させていただきます。

続いて、6の真岡市・二宮町合併協議会分科会規程について、ご報告いたします。会議資料の33ページをご覧ください。

分科会規程は、専門部会の事務的な下部組織として組織化することについて必要な事項を定めたものでございます。概要のみの報告とさせていただきます。

第2条、分科会は、部会長の指示を受け、専門部会の担任する事項について、詳細に協議又は調整を行うことを規定したものでございます。

第3条においては、その組織を規定しておりますが、35ページの別表にございまして、分野別に29の分科会を設置するものでございます。なお、分科会の組織は、それぞれの分野を担当する係等の長及び職員をもって組織することを定めております。

第4条以下につきましては、分科会の運営等について、専門部会に準じた事項を規定したものでございますので説明は省略させていただきます。

これまで合併協議会諸規程のうち、1の幹事会規程から6の分科会規程までの内容をご報告させていただきましたが、合併協議会、幹事会、専門部会、分科会及び事務局の体系を組織図として整理したものが、青い表紙の参考資料4ページにありますので、ご参考にしていただければと存じます。

黄色い表紙の会議資料に説明を戻らせていただきます。36ページをご覧ください。諸規程の7、真岡市・二宮町合併協議会会議傍聴規程について、ご報告申し上げます。

この規程は、協議会の会議の傍聴手続き等について規定したものでございます。

まず、第2条第1項において、傍聴人の方を、報道関係者と一般傍聴人とに区分するものとし、第2項において、一般傍聴人の定員について定めるものでございます。

その都度定員を定めるとは、傍聴の人数を制限するものですが、開場の規模等により、傍聴人の数に一定の上限を、その都度設ける趣旨のものでございます。

なお、本日の傍聴人の定数は100としております。

第3条に傍聴の手続きについて規定し、第4条では、傍聴証の返還について規定したものでございます。

第5条は、傍聴することができない者として、明白に会議を妨害する意図のある者、会議を妨害するおそれのある物品を所持する者、会議の妨げとなる風体、態度、状態にある者を例示的に規定したものでございます。

第6条及び第7条については、傍聴人の守るべき事項について、第8条及び第9条については、傍聴人の退場についてと傍聴人の違反に対する措置を規定したものでございます。

続きまして、8の真岡市・二宮町合併協議会会議録等閲覧規程について、ご報告いたします。資料の42ページをご覧ください。

この規程は、協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条で、会議録等の閲覧の請求は誰でもできることを規定したものでございます。

第3条は、閲覧に供する会議録等は写しとし、個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部について、閲覧に供しないことができると規定するものでございます。

第4条及び第5条については、閲覧の申出についてと閲覧の場所及び時間について規定し、第6条については、会議録等の写しの交付の費用を1枚20円とする規定でございませう。

第7条は委任事項でございませう。

報告第2号についての説明は以上でございませう。

議長〔福田会長〕

ただいま事務局から、報告第2号についての説明、当協議会の諸規程等についての

説明がございましたが、盛りだくさんではあったのですが、何か質問あるいはご発言がありましたら。

この規約、規程につきましては、これまでの先進事例やいろいろな準備会の中で、約3ヶ月、職員も一生懸命勉強して、また規約については両市町の協議を経て、議会の了承、また規程についても我々両市町の長の間で定めて今日発表に至っております。何かご質問、お気づきのことがあったら。

こうしたことであらかじめ定めたものということでご了承いただけましたら、どうですか。

(「異議なし」という声あり)

議長〔福田会長〕

それではご異議がなしということで、この件は了承されました。

次に、「報告第3号 真岡市・二宮町合併協議会委員等の公務災害補償について」を議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

それでは、「報告第3号 真岡市・二宮町合併協議会委員等の公務災害補償について」、ご説明申し上げます。会議資料45ページをご覧ください。

これは、委員及び監査委員の皆様が協議会の活動中、又は協議会への出席のための移動中に受けた、死亡、負傷、疾病、障害、などの災害について、災害をこうむった当該委員又はその遺族もしくは被扶養者に合併協議会が補償を行うことを、両市町で確認したものでございます。

46ページをご覧ください。

市長並びに町長、及び副市町長、並びに県職員の方については、地方公務員災害補償法の適用があり、また両市町の議員さんにおかれましても、それぞれの公務災害補償制度が適用されることとなりますが、5号委員、いわゆる学経委員の皆様につきましては、非常勤特別職に就いている方もいらっしゃいますが、協議会委員として用務は本来の用務でなく、その職をもって当然に公務とは言いがたく、公務災害補償が適用されませんので、万一の場合を想定いたしまして、この確認書をもって協議会の用務中の災害は協議会の予算をして、災害補償する旨を確認したものでございます。

なお、確認書の1項の文言には、制度は真岡市の公務災害補償制度を適用するものとしておりますが、災害の補償及びそれに関する事務については協議会において行うことを予定するものでございます。

また第2項においては、災害の発生に応じて災害補償費の項目を設定し、両市町が均等に負担することとしてございます。

これは、協議会委員の皆様がそれぞれの市町を代表する委員であり、それぞれの市町で補償を支給するのが原則であることから均等に負担するものとしたしました。

第4項の趣旨といたしましては、公務災害補償が障害補償、遺族補償など長期に及ぶこともあることから、協議会での公務災害補償について、協議会解散後も合併後の新市が継続して補償する等の、協議の場を設ける旨を規定したものでございます。

この確認書につきましては、日付にございますとおり平成19年9月25日に確認がされ、確認書の取り交わしをしてございます。

報告第3号についての説明は以上でございます。

議長〔福田会長〕

ただいま協議会委員等の公務災害補償についての説明でございましたが、ご質問がありましたら発言を願います。

この件につきましても、協議会役員の了承の協議の方であらかじめ確認している事項でございますので、ご異議がなかったらご了承願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長〔福田会長〕

はい、ではご了承いただいたものとします。

次に、(2)議決事項に入ります。

議決事項、議案第1号から議案第2号、初めに「議案第1号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会事業計画について」及び「議案第2号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算について」は関連がありますので、2議案を一括して議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

事務局〔菊地計画係長〕

合併協議会事務局計画係長の菊地と申します。よろしくお願いいいたします。それでは、まず最初に会議資料の47ページをご覧ください。「議案第1号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会事業計画について」、平成19年度真岡市・二宮町合併協議会事業計画について、次のとおりとする。となっております。

平成19年度における合併協議会の事業計画について、ご説明を申し上げます。

1としまして、合併に関する事項の協議で合併協議会の開催であります。協議会での主な協議内容は、一つとして、合併する場合における基本的事項や、合併新法で定められている事項、事務事業のうち住民生活に深く関わりがあり、かつ、合併に際して重要な事項としての合併協定項目に関する協議でございます。

2つ目として、新市基本計画に関する協議で、合併新法に規定されている合併市町村基本計画を指すものでありますが、その策定に係る協議であります。

協議会の開催は、月1回を原則として開催する事業計画としております。平成19年度は今回を含め6回を計画しております。

次に、2としまして、広報広聴活動であります。新市基本計画の概要や主な事務事業の調整結果の周知を目的として住民説明会の開催を計画しております。また、住民の皆様には協議会での協議内容や合併に関する情報の提供を随時行っていくため、広報紙の発行やホームページを開設し、広報広聴活動を行ってまいりたいと考えております。広報紙につきましては、月に1回を目途に発行し、全世帯配布をするものであります。その他、必要に応じて広報広聴に関する活動を行ってまいりたいと考えております。

平成19年度の事業計画の説明は以上でございます。

続きまして、会議資料の48ページをお開きください。

「議案第2号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算について」、平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算について、別紙のとおりとする。となっております。

それでは、平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算について、ご説明申し上げます。

会議資料の49ページをご覧ください。

まず、歳入について、1款1項、負担金であります。1199万9000円を計上しております。内容としまして、真岡市並びに二宮町の負担金で、基本割額が各々500万円で合計1000万円、残りの199万9000円を人口割額として、平成17年国勢調査人口をもとに両市町で按分いたしております。

その負担割合は、真岡市が79.95%で159万8000円、二宮町が20.05%で40万1000円となっております。

次に2款1項、県補助金であります。新栃木県市町村合併支援プランに基づく市町村合併推進支援補助金500万円を見込んでおります。

3款1項、諸収入としまして、預金利子1000円を見込み計上いたしました。歳入合計は1700万円となっております。

次に、歳出予算についてご説明させていただきます。

1款、運営費の予算額は276万円であり、1項、会議費には87万5000円を計上しております。その主な支出は協議会委員及び監査委員の報酬であります。

2項、事務費には、188万5000円を計上しており、その主なものは11節、需用費に70万7000円を、18節には事務用パソコンの備品購入費、86万9000円を計上した内容となっております。

2款、事業費の予算額は1344万円で、その内容は、協議会だより等の印刷製本費で321万3000円、13節委託料には新市基本計画策定支援業務、例規一元化調査業務、ホームページ開設更新業務、電算システム統合調査業務などの経費を主なものといたしまして、1022万7000円を計上しております。

3款には予備費として、80万円を計上し、歳出合計は歳入合計と同額の1700万円となっております。

以上が、平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算の説明であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長〔福田会長〕

ただいま事務局から、合併協議会の平成 19 年度の事業計画並びに予算についての説明がございました。ご質問がありましたらご発言を願いたいと思います。

特にございませんか。ご質問がないようですので、この辺で、議案については採決に入らせていただきたいと思います。

「議案第 1 号 平成 19 年度真岡市・二宮町合併協議会事業計画について」及び「議案第 2 号 平成 19 年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算について」の 2 議案について、原案を承認する委員の拍手でお願いしたいと思います。

拍手

議長〔福田会長〕

はい、ありがとうございます。拍手全員と判断しまして、ただいまの議案第 1 号、第 2 号につきましては、原案のとおり承認がされました。

次に、「議案第 3 号 真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について」を議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

「議案第 3 号 真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について」、ご説明申し上げます。会議資料 50 ページをご覧ください。

協議会規約第 8 条第 4 項で、協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項については会議に諮り定める。と規定されておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

それでは、各条項について概要説明をさせていただきます。

第 1 条については、根拠法令を明示したものでございますので、説明は省略させていただきます。

第 2 条については、会議は原則公開とすることを規定するものでございますが、ただし書きにより、委員の 2 分の 1 以上の賛同があるときは、公開をしないことができる旨を規定するものでございます。

第 3 条については、第 1 項で正副会長には、迅速かつ能率的な議事進行を図ることについての努力義務を、委員の皆様には、会議の円滑な議事運営へ協力することを責務として規定するものでございます。

第 4 条については、説明を省略させていただきます。

第 5 条については、合併協議会は議決機関ではなく合議機関ですので、原則といたしまして全会一致をもって進めることとしておりますが、意見が分かれた場合については、円滑な議事進行を目的としまして、出席委員の 3 分の 2 以上の賛同をもって進

めるものとするを規定したものでございます。

第2項は、発言の際に会長の許可を得ることを規定するものでございます。

第1項に關しまして、細則的な申し合わせ事項がございますので、青い表紙の参考資料19ページをあわせて覧いただければと存じます。

真岡市・二宮町合併協議会の会議の運営について、申し合わせ事項としてでございますが、1の会議の進行をご覧ください。議事に関しまして、協議会意思の決定を要する採決方法については、委員の皆様よりの「異議なし」等のご発言又は、議長より賛同の「拍手」を求めるものとさせていただきます。先ほどのような形になるかと思われま。

後段にございます、意見が整わず、協議の進展に支障が生じた場合等に行う、出席委員3分の2以上の多数決による採決の方法は、賛同の意思確認として「挙手」又は「賛成者の起立」を議長により求めるものといたします。

それでは黄色い表紙の会議運営規程51ページにお戻りください。

第6条は、会議の傍聴についての規定でございますが、細則となります会議傍聴規程については、先ほどご報告申し上げたとおりでございます。

第7条は、会議録に関する規定でございます。第2項で会議録に署名する委員2名については、会長が指名することを定めるものでございます。

第8条は、会議録等の公開について規定したもので、公開しないこととなった会議の会議録及び会議に提出された文書等は公開しないものとし、公開しないこととなった会議に出席した者に守秘義務を課すことを規定したものでございます。

第9条については、会議の規律を規定するものでございます。

最後に、第10条では、その他会議の運営に関する必要な事項については、会長が別に定めるものとする規定でございます。

なお、先ほどの青い表紙の参考資料の19ページですが、項目の2番以下若干説明させていただきますと思います。2の会議の開催期日、開催時刻及び開催場所について記載してございます。

具体的な、開催期日及び会場につきましては、この参考資料の3ページに掲載されておりますので、後でご確認いただくことになるかと思われま。会議の開催時刻はいずれも午後2時からとなっておりますので、ご承知おきいただけるようお願いいたします。

19ページ3番の協議会へ提案する事項の分類方法としましては、(1)報告事項、(2)議決事項、(3)協議事項の3つに分類いたします。

また、(4)協議会へ提案した事項が次回以降に継続協議となった場合、提案書に記載される番号は、決定されるまで、その元番号から枝番号を付けていくことといたします。

議案第3号についての説明は以上でございます。

真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について、ご協議くださるようお願い申し上げます。

議長〔福田会長〕

はい、ただいま合併協議会の会議運営規程について説明を申し上げましたが、何かご質問がありましたら発言を願います。

特にご質問もないようですので、採決に入らせていただきます。

「議案第3号 真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について」、原案を承認する委員の拍手を願います。

拍手

議長〔福田会長〕

拍手全員と判断し、「議案第3号 真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について」は、原案のとおりと決定させていただきます。

会議を開始して、かなり時間が経過いたしましたので、約10分位休憩をとりたいと思いますが。ということで3時10分から残りを協議しますので、10分間休憩にさせていただきます。よろしくお願ひします。3時10分から開催します。

休憩

議長〔福田会長〕

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議事の進行をさせていただきます。

それでは、続きまして、協議事項を議題といたします。

はじめに、「協議第1号 合併協定項目及び合併協定項目調整方針について」を議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

事務局〔成毛調整係長〕

合併協議会事務局調整係長の成毛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1回会議資料、黄色の表紙でございますが、53ページをご覧ください。

「協議第1号 合併協定項目及び合併協定項目調整方針について」ご説明いたします。真岡市・二宮町合併協議会における合併協定項目及び合併協定項目調整方針について、別紙のとおり提案する。まず、合併協定項目についてご説明いたします。

54ページをご覧ください。合併協定項目の一覧でございます。合併協議会で議論すべき事項の中心となるのは、合併協定項目となります。これは、合併に際しての基本的な事項や、関係市町村が行っている事務事業のうち、特に住民生活に深く関わりがあり、かつ合併に際して重要と考えられるものを集約した事項でございます。このような視点で、真岡市と二宮町の事務事業を踏まえ、先進事例を参考に選定した25の項目について、協議を進めてまいりたいと考えております。

合併協定項目について、大きくは、基本的協議事項、合併新法に規定されている特

例の協議事項、その他必要な協議事項に区分されます。資料の1番、合併の方式から4番の新市の事務所の位置までが、基本的協議事項、5番の議会の議員の定数及び任期の取扱いから8番の一般職の身分の取扱いまでが、合併新法に規定されている特例の協議事項、9番の財産の取扱いから、25番の新市基本計画までを、その他必要な協議事項と分類しております。これらについて、順次、協議会に提案したいと考えております。協定項目の詳しい内容についてでございますが、青色の表紙の参考資料の20ページをご覧ください。協議第1号合併協定項目関係の説明資料でございます。21ページから23ページにつきましては、協定項目ごとの、調整の具体的内容や調整の視点等を記載してございます。次に24ページでございますが、協議していただく協議項目に関する事務事業の選定基準を記載してございます。一番下に選定基準がございまして、特に(1)の住民生活に直接影響があるもの、(2)の新市運営に大きな影響があり、住民にその方向性を示すべきものに留意をして選定いたします。25ページでございますが、協定項目の協議及び事務事業の一元化の流れでございます。先ほど、真岡市・二宮町合併協議会諸規程についての中でもご説明いたしましたが、協議会の下に、両市町の副市町長・教育長・合併担当の部課長で組織した幹事会を設置し、その下に、専門的に協議調整を行う、担当部課長で組織した9つの専門部会を設置しております。その下に、詳細に協議調整を行う、担当係長で組織した29の分科会を設置しております。協議の流れは、原則として分科会、専門部会、幹事会となります。左側が先ほどご説明した協定項目に関する事務事業の調整内容の流れでございます。右側が、協定項目以外の事務事業でございまして、主に内部管理的な事務事業でございまして、これらの調整方針は幹事会で決定いたします。なお、決定内容につきましては、協議会に報告することといたします。26ページ、27ページでございますが、編入合併をした先進事例の協定項目の一覧でございます。参考としていただきたいと思います。

以上が、合併協定項目に関する説明でございます。

続きまして、黄色い表紙の会議資料に戻っていただきたいと思います。55ページ、合併協定項目調整方針についてご説明いたします。

今後、合併に向けて、ただいまご説明した合併協定項目について、協議会で協議をしていただくこととなりますが、その協議や調整を行う上での調整方針を協議していただくものでございます。また、協議会で協議するときばかりでなく、幹事会や、専門部会、分科会で調整方針案を作成する上でも、統一した考えで調整や協議を行う必要があります。そのための指針や基準となる方針が、合併協定項目調整方針でありまして、この方針を協議会で決定いただくものでございます。

それでは、ご説明いたします。

まず、1調整の必要性、視点であります。両市町の行政サービスの内容や、住民の負担水準に差があるものもあることから、新市としての一体性を確保しつつ、住民が制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることのないよう、行政サービスや負担水準の調整を図ることが必要となります。

そこで、調整にあたっては、魅力あるまちづくりを展開することができるよう、住民福祉の向上を図ることができるよう調整するものとし、合併後の市の将来像を展望するとともに、住民生活に及ぼす影響などを考慮した上で、調整を行うものとしたします。

次に、2の基本的な考え方であります。新市における魅力的なまちづくりを通した住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとするという考え方のもと、以下の6つの、基本原則がございますので、順にご説明いたします。

まず、1つ目が、新市に移行する際、住民の生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努めるという一体性確保の原則でございます。具体的には、新市に移行する際、住民の生活に支障を来さないよう、住民票などの各種証明書の交付や各種申請の受付、保健、福祉サービス、各種施設の利用や申し込みなど住民の生活に係る事項については、住民生活に混乱を来さないように速やかな一体性の確保に努めるというものでございます。

2つ目が、住民サービス及び住民福祉の向上に努めるという、住民福祉向上の原則でございます。現在両市町で行っている各種行政サービスについて、そのサービスに差異があるものについては、住民サービス及び住民福祉の向上にできる限り努めるというものでございます。

3つ目が、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めるという負担公平の原則でございます。これは、使用料、手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるというものでございます。

4つ目が、新市において健全な財政運営に努めるという健全な財政運営の原則でございます。新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努めるというものでございます。

5つ目が、行政改革の観点から事務事業の見直しに努めるという行政改革推進の原則でございます。調整を図る際には、現在及び今後の社会動向も踏まえ、事務事業の妥当性、必要性、また、民間と行政との役割分担についても十分検討を行い、事務事業の見直しに努めるというものでございます。

最後に、6つ目でございますが、地域特性を活かした魅力あるまちづくりに努めるという地域特性尊重の原則でございます。それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、地域特性の尊重に努めるというものでございます。

次に、3番、調整の方針でございますが、まず(1)としまして、新市における住民福祉の向上に向け、先ほどの6つの基本原則に基づいて、原則として真岡市の制度を基準に制度の統一、調整を図るというものでございます。これは、二宮町からの、編入による合併の申し入れを受けて、ということでございます。

(2)両市町の事務事業のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一、実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円

滑な移行に向けた調整を図るものとする。というものでございます。

4番、調整の方向性でございますが、事務事業の調整にあたっては、2の基本的な考え方、調整の6つの基本原則及び3の調整の方針に基づき、次の区分のいずれかの方向性により調整するということとなります。

まず、(1)現行のまま新市に引き継ぐ。でございます。ア、イ、ウとございますが、内容は、法令や条例等に基づき実施しているもので、両市町間でサービスに差がないものや、特定の地域を対象としており、事業実施の経緯等から新市において統一した対応をとることが適切でないもので、必要性があるものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。というものでございます。

次に、57ページでございますが、(2)原則として真岡市の制度を基準に合併時に調整する。でございます。ア、イとございますが、内容は、自治体の存立に関する事項や内部管理制度、あるいは市町間でサービス内容が異なっている事務事業で、必要性があるものについては、原則として真岡市の制度を基準に合併時に一元化する。というものでございます。

次が(3)原則として真岡市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整する。でございます。まず、アでございますが、事務事業の趣旨やこれまでの経緯等を勘案し、真岡市の制度を基準に合併時において一元化することが困難なものについては、合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整する。ということでございます。

イは、各種計画策定事業についてであります。現在の両市町の計画の内容、期間、指標の設定等を考慮し、新市に移行後、速やかに新市全体を対象とした計画を策定するものでございます。

次が(4)新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する、でございます。ア、イとございますが、内容は、合併後直ちに一元化することで住民生活等に大きな影響を与えるものや、地域特性を有するもの、事業実施の経緯等から、新市において統一した対応を取ることが適切でないもので、必要性があるものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。ということでございます。

次が(5)廃止の方向で調整する。でございます。両市町が行っている事務事業のうち、事務事業の趣旨、内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性が小さいものについては、廃止の方向で調整するというものでございます。

以上の内容を簡略化し図で示したものを、56ページに記載してございます。

以上が合併協定項目調整方針についてであります。ここで、協議会では、何を協議し決定するのか、につきまして、ご説明申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

協議会では、合併協定項目調整方針に基づき、4の調整の方向性を明らかにしていただく、すなわち協定項目としました各事務事業の調整の方向性、調整の方針を協議し、決定いただくこととなります。従いまして、例えば、各事務事業の行政サービスの具体的金額そのものなどを協議し、決定いただくものではないことを、あらかじめ

ご了承いただきたいと存じます。

例えば、ある事務事業について、真岡市の制度を基準に調整する、という調整方針、これを決定いただく、というものであります。この場合、決定いただいた真岡市の制度を基準に調整するという方針に基づきまして、実務的な調整作業を進め、具体的な調整結果については、協議会に報告することになります。

また、ある事務事業について、真岡市の制度に統合する、という調整の方針、これを決定いただく場合もあるかと思えますけれども、この場合のように、協議会の協議、決定の段階で、具体的な行政サービスの水準や負担が決定されるものもございませう。この場合は、具体的なサービスの水準や負担の結果が、出ておりますので、改めての報告はしないということで、報告は省略をさせていただきます。

以上で、合併協定項目及び合併協定項目調整方針について説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長〔福田会長〕

はい、ただいま事務局から合併協定項目及び合併協定項目調整方針等について説明がございました。調整の基本的な考え方、方向性等説明がありましたが、ご質問がありましたら発言を願ひます。

特にないようでしたら、協議事項について確認をさせていただきたいと思ひます。

今後、当協議会が行う協議事項の整理をお願いした、ただいまの「協議第1号 合併協定項目及び合併協定項目調整方針について」は、合併協定項目を、別紙資料に掲げた25項目として、これらの項目に係る調整方針については、やはり別紙資料に記載した方針、ただいま説明の方針について、協議を進めることでよろしいかどうかをお諮りしたいと思ひますが、ただいまの説明、原案を了承する委員さんには拍手をお願いしたいと思ひます。

拍手

議長〔福田会長〕

では、こうした方針で原案のとおり承認するというところでございませう。拍手全員ということで、ただいまの協議第1号の合併協定項目及び合併協定項目調整方針につきましても、協議が整いまして、原案のとおり決定されました。

次に、「協議第2号 新市基本計画の策定方針について」を議題に供し、事務局から説明申し上げます。

事務局〔菊地計画係長〕

それでは、会議資料の58ページをご覧ください。「協議第2号 新市基本計画の策定方針について」、真岡市・二宮町合併協議会における新市基本計画の策定方針について、別紙資料のとおり提案する。

その策定方針についてご説明申し上げます。

会議資料59ページをご覧ください。

新市基本計画とは、合併新法により定められている合併市町村基本計画を指すものでありまして、その計画書の呼び名として、新市基本計画とするものであります。その策定方針といたしまして、

1の計画の趣旨では、本計画は、市町村の合併の特例等に関する法律により、新市の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、新市の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮して策定する。なお、新市の進むべき方向についての、より詳細かつ具体的な内容については、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。という趣旨であります。

新市の基本計画は、新市が進むべき方向性や将来に関するビジョンを示し、新市のマスタープランとしての役割を果たすものであります。より具体的な計画や事業については、新市において作成される市勢発展長期計画や部門別の基本計画並びに毎年度策定される実施計画などに委ねることとなります。

次に、2の計画の構成であります。本計画は、新市のまちづくりの基本方針と、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

これにつきまして、新市基本計画の内容及び構成は、基本的には合併協議会で合併関係市町村の自主的な判断で策定されるものであります。合併新法第6条第1項において、計画に盛り込むべき事項が例示されております。

参考までにその内容を読み上げてみますと、

第1として新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針

2つ目は、基本方針を実現するための事業についてその大綱を定めるもの

3つ目には、公共的施設の統合整備に関する事項

4つ目として、新市の財政計画

が合併新法に規定されており、当協議会においても合併新法の内容に沿った構成を考えております。

次に3の計画の期間であります。本計画における主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、新市の基盤を形成するために、合併後10年間について定めるものとする。としております。

策定の期間につきましては、合併新法には特段の規定はありませんが、今までに合併した市町で策定された計画をみると、合併後、おおむね5年から10年程度の期間について定めるものが一般的となっておりますので、当協議会においても新市基本計画の期間を合併後10年間とするものであります。

次に、4の計画策定の指針であります。

(1)では、基本方針を定めるにあたっては、真岡市、二宮町を一体的な市と捉え、現状と課題を踏まえ、将来を見据えた長期的な視野に立つものとする。

(2)として、本計画の策定にあたっては、第9次真岡市勢発展長期計画及び二宮町

第5次総合振興計画を基本とし、事業の緊急度、重要度、優先度、合併により期待される効果等を十分に検証して定めるとともに、単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮する。また、地域の特性を活かした振興整備を考慮し、国や県の上位計画等との整合性を図るものとする。

(3)といたしまして、公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施するものとする。

(4)の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分配慮することといたします。

(5)本計画の策定に際しましては、住民意向を踏まえるため、住民説明会等を実施するとともに、合併効果の最大活用及び合併に伴う課題への適切な対応に十分留意する。

以上のような形で、新市基本計画の策定にあたっての基本方針をお諮りするものでございます。新市基本計画に関する一般的な内容につきましては、別冊の青色の表紙、参考資料の29ページから35ページ、こちらに他の合併協議会等の事例を参考にしまして一般的な内容を掲載させていただきました。後ほど参考にさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長〔福田会長〕

はい、ただいま新市基本計画の策定方針についてご説明申し上げましたが、何かご発言がありましたら願ひたいと思ひます。

ないようでしたら確認をさせていただきますが、今後、当協議会が協議し決定する新市基本計画に係る策定方針並びに手順等につきましては、ただいまの「協議第2号新市基本計画の策定方針について」で説明した、ここでの協議した原則に基づいて、協議を進めることとしてよろしいかどうかをお諮りいたします。この原案で承認される委員の拍手を願ひたいと思ひます。

拍手

議長〔福田会長〕

はい、ありがとうございました。拍手全員と判断をして、協議第2号の新市基本計画の策定方針については、協議が整い、原案のとおり決定されました。ありがとうございます。

次に、「協議第3号 真岡市・二宮町合併協議会スケジュールについて」を議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

「協議第3号 真岡市・二宮町合併協議会スケジュールについて」、ご説明申し上げます。

会議資料60ページをご覧ください。

両市町が合併し、新しい市としてスタートするまでのスケジュールとして提案させていただくものでございます。

次のページのスケジュール表をご覧ください。表の見方でございますが、表題部に真岡市・二宮町合併協議会スケジュールとあり、その下に平成19年度、右に目を移していただきますと平成20年度、さらに平成21年度となっておりますが、本スケジュールでは、冒頭、会長あいさつにもございましたように、市町村合併に対する国・県の財政支援を有利な条件で受けることができる、平成21年3月に合併し、3月を新市発足の期日と捉えたスケジュールでございます。

ところで市町村が合併するために、法的な手続きにつきまして、この表をご覧くださいながら、順を追って申し上げますと、両市町の議会における合併議案の議決、県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併決定及び総務大臣への届出、総務大臣告示等がございます。

市、町の議会の議決を経てから県議会で議決をいただくというように、ひとつの手続きが済んだ後に、次の手続きに入るといった関係になってございます。

このスケジュール表で申し上げますと、平成21年3月に合併して、3月に新市としてスタートするためには、平成20年12月の県議会に合併に関する議案を提出しなければなりません。

それには平成20年9月の、両市町の議会において、合併の議決をお願いすることとなります。

9月議会に合併の議案を提案するためには、是が非でも8月上旬までには合併協定調印をする必要がございます。

そして合併協定調印を結ぶためには、この合併協議会において、先ほどご決定いただきました、25の合併協定項目の協議、決定が必要になってまいります。

真岡市・二宮町合併協議会の今後の開催予定につきましては、青い表紙の参考資料3ページに掲載されておりますので、ご覧ください。

日程では、今後、ご覧のとおり月1回の予定で、会場は真岡市・二宮町持ち回りで開催してまいりますので、この協議会のスケジュールにつきましては、ぜひとも予定に入れていただきまして、万障繰り合わせの上ご出席いただけますよう、お願い申し上げます。

この日程表では、本日を含め来年10月まで、12回を協議会として予定しておりますが、来年8月の合併協定調印を目標に据えた、協議会運営になりますことを切に願う次第でございます。

協議第3号についての説明は以上でございます。

ご協議、よろしくお願いいたします。

議長〔福田会長〕

合併協議会のスケジュールについての説明がございましたが、何かご発言がありましたらと思います。

特にないようでしたら、確認をさせていただきます。

今後、当協議会が協議を進めるための基本となるスケジュールの概要につきまして、ただいまの表で説明したように「協議第3号 真岡市・二宮町合併協議会スケジュールについて」で協議した日程を基本として協議を進めることとしてよろしいか、お諮りをします。

原案を承認する方の拍手を願います。

拍手

議長〔福田会長〕

ありがとうございます。拍手全員ということで、協議第3号の真岡市・二宮町合併協議会スケジュールについては、協議が整い、原案のとおり決定されました。

次に、「協議第4号 合併の方式について（協定項目1）」を議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

事務局〔成毛調整係長〕

続きまして、「協議第4号 合併の方式について」ご説明をいたしますが、参考資料から先にご説明いたします。青色の表紙の36ページ、37ページをご覧ください。協議第4号合併の方式から第7号新市の事務所の位置までの4つの項目につきまして、先進事例をまとめたものを、一覽で掲載してございますので、参考としていただきたいと存じます。

それでは、資料、黄色の表紙でございますが、62ページをご覧ください。

「協議第4号 合併の方式について」ご説明いたします。

合併の方式について、次のとおり提案する。

芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する編入合併とする。

63ページをご覧ください。合併の方式につきましては、新設合併と編入合併がございますが、編入合併についてご説明いたします。

まず定義でございますが、わかりやすく言いますと、一つ以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入することでございます。

法人格については、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅し、編入する市町村の法人格が継続いたします。

新市の名称は、新たに制定することもできますが、先進事例を見ますと、ほとんどが編入する市町村の名称としております。

事務所の位置は、通常は、編入する市町村の事務所の位置としております。

首長の身分は、編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首

長はすべてその身分を失います。

議員の身分についてですけれども、首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、その身分を失いますが、編入される市町村の議員については、定数、任期等について合併新法により特例がなされております。

特別職の身分については、編入する市町村の特別職は、職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失います。

一般職の職員の身分については、編入される市町村の職員は身分を失うこととなりますが、合併新法の規定により、編入する市町村に引き継がれます。

条例・例規等の取扱いですが、基本的には、編入する市町村の条例・例規に統一されることとなります。

合併の方式について、以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長〔福田会長〕

ただいま合併の方式について説明を申し上げましたが、ご質問がありましたら発言をお願いします。

特にないようでしたら、確認をさせていただきます。

「協議第4号 合併の方式について」は、芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する編入合併とすることによりよろしいかどうかですが、原案を承認する委員の拍手をお願いしたいと思います。

拍手

議長〔福田会長〕

それでは、拍手全員と判断をし、協議第4号の合併の方式につきましては、芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する編入合併とすることで協議が整いまして、原案のとおり決定がされました。

次に、「協議第5号 合併の期日について（協定項目2）」を議題に供し、事務局からの説明を求めます。

事務局〔成毛調整係長〕

「協議第5号 合併の期日について」ご説明いたします。

64ページをご覧ください。

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、平成21年3月を目途として、真岡市・二宮町合併協議会において協議して定める日とする。

合併の期日については、まず、平成21年3月という目標時期を決定していただき、具体的な日にちについては、改めて後日の協議会で決めていただくという、2段階の

提案スタイルでございます。

理由についてでございますが、65 ページをご覧くださいと思います。

まず、合併の期日とは、合併協定書を締結した日や、各市町の議会が議決をした日ではなく、先ほども説明しましたが、その後県知事に申請し県議会の議決、知事の決定、知事から総務大臣への届出、官報告示など、様々な法的手続きを経た後の、実際に合併する日のことであります。合併の期日を決める上での一般的な留意事項が枠の中に掲載してございます。

1 については、ただいま申し上げました法的な手続き面での留意事項でございます。

2 については、住民生活への影響、協議会の協議の進捗状況、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案し、新市として各種事務事業に支障のないように期日を設定する必要があります。

3 については、先進事例によりますと、特定の期日に限られるものではなく、各市町村それぞれの事情により期日が定められております。

4 つ目として、以上のような一般的事項に加え、合併新法による普通交付税の算定の特例期間、これが平成 20 年度合併の場合だと 7 年間の特例措置がございましたが、平成 21 年度の合併になってしまいますと 5 年間となり、2 年間短くなってしまいます。先ほど来、このような財政的なご説明はしているかと思えますけれども、その辺の普通交付税の算定期間の問題、電算システムの統合に要する期間や条例・例規等を整備し、住民に周知する期間等も考慮していかなければなりません。

また、合併直前には、電算の新しいシステムの稼動テストや、不具合が生じた場合の修復、異動データの入力などの作業、こういったものや、事務執行体制の整備、スムーズに新市をスタートさせるためのいろいろな確認作業等がございますので、これらの作業内容、工程等を精査する必要があります。

このようなことから、合併直前のスケジュールを詳細に検討いたしまして、期日、つまり何日にするかにつきましては、改めて協議会で協議をお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長〔福田会長〕

はい、ただいまは合併の期日についての説明を申し上げましたが、何かご意見がございましたら発言を願います。

特にないようでしたら、確認をさせていただきますが、協議第 5 号の合併の期日については、平成 21 年 3 月を目途として、真岡市・二宮町合併協議会において定める日とすることによりよろしいかどうかをお諮りします。原案を承認する委員の拍手を求めます。

拍手

議長〔福田会長〕

はい、拍手全員と判断をして、協議第5号の合併の期日については、平成21年3月を目途として、真岡市・二宮町合併協議会において定める日とすることで協議が整いまして、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第6号 新市の名称について（協定項目3）」を議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

事務局〔成毛調整係長〕

「協議第6号 新市の名称について」ご説明いたします。

資料の67ページをご覧ください。

新市の名称について、次のとおり提案する。

新市の名称は、真岡市とする。

68ページをご覧ください。編入合併の場合でも、新たに制定することはできますが、新市の名称は、真岡市とするということでご提案申し上げます。

以上でございます。

議長〔福田会長〕

はい、ただいま新市の名称についての説明を申し上げましたが、ご質問、ご異議がありましたら、発言を願います。

特にないかないということで、確認をさせていただきます。協議第6号の新市の名称については、真岡市とすることよろしいでしょうか。拍手をもって願います。

拍手

議長〔福田会長〕

はい、拍手全員ということで、原案のとおり決定されました。協議第6号の新市の名称については、真岡市とすることで協議が整いまして、原案のとおり決定されました。

次に、「協議第7号 新市の事務所の位置について（協定項目4）」を議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

事務局〔成毛調整係長〕

「協議第7号 新市の事務所の位置について」ご説明いたします。

69ページをご覧ください。

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

新市の事務所の位置は、真岡市荒町5191番地（現在の真岡市役所）とする。

70ページをご覧ください。編入合併の場合、通常は編入する市町村の事務所の位置

となることから、新市の事務所の位置を、現在の真岡市役所にするということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長〔福田会長〕

はい、ただいま新市の事務所の位置について説明を申し上げましたが、何かご発言がありましたら。

特にないようでしたら、確認をさせていただきます。ただいまの協議第7号の新市の事務所の位置については、真岡市荒町 5191 番地（現在の真岡市役所）とすることによろしいかどうか、原案を承認する委員の拍手を求めます。

拍手

議長〔福田会長〕

はい、拍手全員と判断して、協議第7号の新市の事務所の位置については、真岡市荒町 5191 番地（現在の真岡市役所）の位置とすることで協議が整いまして、原案のとおり可決されました。

次に、次回協議事項を議題といたします。

これらについては、第2回目の協議会で協議いただく事項であります。あらかじめ、その概要について説明をさせていただくものであります。

「協議第8号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目5）」から、「協議第13号 条例、規則等の取扱いについて（協定項目12）」までの6案件について、事務局から一括して説明を申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

ご説明いたします。会議資料71ページをご覧くださいと思います。

今回の協議項目といたしまして、今、会長からもございましたように、6項目を予定しております。

1つ目は「協議第8号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目5）」でございます。ちなみに、青い表紙の参考資料21ページ、先ほどご覧いただいているかと思いますが、協議事項概要をご覧くださいと存じます。

5番目の欄、協議事項、協議いただく内容、備考の欄には論点について概要説明が記載になっております。

今後、協議会において、ご協議いただきます25の合併協定項目のいわば概要説明になっておりますので、すべての項目につきまして、事前にご一読いただきますようお願い申し上げます。

それでは、先ほどの会議資料の71ページに戻っていただきまして、2つ目は「協議第9号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目6）」

3つ目は「協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目8）」

4つ目は「協議第11号 財産の取扱いについて（協定項目9）」

5つ目は「協議第12号 特別職の身分の取扱いについて（協定項目10）」

6つ目は「協議第13号 条例、規則等の取扱いについて（協定項目11）」

以上6つの協定項目を次回協議会の協議事項としてご案内しましたけれども、次回までに変更の生じる場合もございます。変更が生じた場合は、変更の生じた時点で委員の皆様にお早めにお知らせいたしますので、ご了承くださるようお願い申し上げます。

次回協議事項の説明は以上でございます。

議長〔福田会長〕

はい、ただいま今回の協議事項の概要の説明がございました。何かご意見や要望も含めて、何かありましたらご発言を願いたいと思います。

このようなことでよろしいでしょうか。

これらの協議事項につきましては、今回の11月13日の協議会におきまして改めてご協議をいただくものでございますので、よろしく願いして、ご意見ご要望につきましては終了させていただきます。

これで、会議次第に基づく議事のすべてが終了いたしました。慎重な審議、誠にありがとうございました。引き続き、7のその他に移ります。

最初に、「その他 第2回会議開催日時等の確認について」を事務局の説明を願います。

事務局〔小林総務係長〕

それでは、黄色い資料の2枚目、次第の方をご覧いただきたいと思います。一番下の7のその他といたしまして、第2回会議開催日時等の確認について、ご説明申し上げます。第2回協議会は、日時が、平成19年11月13日火曜日、午後2時から、場所は二宮町民会館多目的ホールで開催されますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長〔福田会長〕

ということで、次回につきましては、二宮町民会館ということで、もう終わりですが、その他のその他で皆様から何かご意見ご要望、何かありましたら発言を願います。

事務局のほうで何かありましたらどうぞ。委員の皆さんから何か特別なご発言ございますか。

ないようでしたら、本日の第1回の協議会の会議は、これをもって、すべての議事を終了いたしました。協議会の円滑な運営にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。事務局で閉会し、会議を閉じてください。ありがとうございました。

事務局〔小林総務係長〕

長時間にわたり、ご協議ありがとうございました。ただいまの時刻、午後4時00分でございます。

会議の閉会時刻を午後4時と定め、これをもちまして、真岡市・二宮町合併協議会第1回会議を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時00分 閉会